

令和8年度社会福祉法人・施設一般検査実施計画

令和8年5月1日決定

1 趣 旨

社会福祉法第56条第1項及び第70条並びに関係法令に基づく社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「法人・施設」という。）に対する指導検査の実施に当たり、「社会福祉法人・施設指導検査実施要綱」の第2の3の規定に基づき、令和8年度社会福祉法人・施設一般検査実施計画を策定する。

2 指導検査の方針

社会福祉法人は、他の事業主体では対応が困難な多様な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人として、様々な福祉サービスの提供や地域共生社会の実現に向けた取組が求められている。また、社会福祉施設の運営においては、サービス利用者に対する一層の質の向上や施設の防災・防犯・感染症対策等による利用者の安全確保などが期待されている。

このため、令和8年度においても、引き続き社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、サービス利用者の利益を保護し、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営を確保するため、以下の観点から指導検査を実施する。

- 法人については、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、社会福祉法人が備えるべき公益性及び非営利性が徹底されているか。
- 施設については、施設の設備及び運営に関する基準等を遵守した上で、利用者本位のサービスの提供や、感染症対策、安全確保等対策、適正な施設運営が確保されているか。

3 対象とする法人・施設

(1) 検査対象法人

- ① 茨城県が所轄する社会福祉法人 165法人
- ② 令和8年度検査実施予定法人 45法人
 - ア 令和6年度及び7年度に一般検査を実施しなかった法人（一部の法人を除く。）
 - イ 令和7年度に一般検査を実施した法人で、継続的な指導又は確認の必要があると認められる法人
 - ウ 令和7年度に設立又は所轄庁変更のあった法人

(2) 検査対象施設

- ① 令和8年3月31日までに開設又は移行した第1種社会福祉事業の施設（救護施設、女性自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び障害者支援施設に限る。）及び第2種社会福祉事業の施設（保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、幼保連携型認定こども園及び母子・父子福祉施設に限る。） 824施設
- ② 令和8年度検査実施予定施設 640施設
 - ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - イ 令和6年度及び7年度に一般検査を実施しなかった施設
 - ウ 令和7年度に一般検査を実施した施設で、継続的な指導又は確認の必要があると認められる施設
 - エ 令和7年度に開設等により新たに検査対象となった施設など

4 重点検査項目

国の指導方針及び前年度の検査結果等を踏まえ、下記のとおり重点検査項目を設定し、効果的に検査を実施する。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- ・理事会は、定時評議員会の2週間（中14日間）以上前までに開催しているか。
- ・理事長及び業務執行理事は、理事会において、法令又は定款で定めるところにより、自己の職務執行に関する報告をしているか。
- ・評議員・役員の選任に当たり、暴力団員等の反社会的勢力の者でないことを確認しているか。

(2) 事業運営の透明性の向上

- ・法令等により公表が義務づけられた事項（定款、役員等名簿、現況報告書、計算書類、役員等報酬基準、苦情解決結果等）は、最新のものを公表しているか。

(3) 財務規律の強化

- ・随意契約及び指名競争契約について、一般競争に付する必要がある等の合理的理由を明確にしているか。
- ・社会福祉充実残額を明確にしたうえで、社会福祉充実計画を策定し、地域の福祉ニーズに 대응するよう努めているか。

(4) 地域における公益的取組

- ・地域ニーズを把握し、公益的な事業や活動の検討や実施など、取り組んでいるか。

(5) 適切な施設運営の確立

- ・給与規程等に規定されていない手当が支給されていないか。
- ・複数の保育士を配置すべきところ、1人になっている時間帯がないか。
- ・職場におけるハラスメント防止対策が講じられているか。
- ・職員雇入れ時の健康診断、深夜業従事職員の健康診断（6か月以内ごとに1回）及び直接処遇職員の腰痛検診（6か月以内ごとに1回、問診可）を実施しているか。
- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該医療機関との間で新興感染症発生時の対応について協議を行っているか。

(6) 利用者処遇の向上

- ・検食は、食事提供時間前（異常時に食事提供を中止できる体制）に済ませているか。また、栄養給与目標量を提供できるよう努めているか。
- ・虐待防止対策の検討委員会を定期的に開催し、その内容を職員に周知しているか。

(7) 感染症対策

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、研修・訓練が実施されているか。

(8) 安全確保等対策

- ・非常災害時の利用者等の安全確保に万全を期すとともに、業務継続計画に従い、研修・訓練等を実施しているか。
- ・児童等の安全管理に関して、定期的に安全計画の見直し等を行い、安全計画に定める措置を実施しているか。

5 実施の時期

令和8年7月から令和9年1月まで

6 実施方法

(1) 実施体制等

- ① 実地検査の検査体制は、職員2名以上の検査員により検査班を編成する。
- ② 実地検査は、原則として1日で実施する。ただし、一部の法人及び通所施設のみの検査は半日で実施する。
- ③ 複数施設を経営する法人の施設検査は、原則として同一日に実施する。
- ④ 児童福祉施設の一部は、書面検査により実施する。

(2) 指導方針等

- ① 指導検査は、4の「重点検査項目」等に基づき自主点検調書の「点検（検査）事項」に沿って行い、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じて指導、助言を行う。
- ② 指摘を行う際は、法令又は通知等の根拠を明確にする。
- ③ 前年度に続き実地検査を実施する場合は、指摘事項の早期改善を図るために必要な指導を行う。

(3) 市との連携

- 県及び市は、法人・施設の指導検査等について、連絡会議を開催するなどにより適切かつ効率的な実施を図り、指導検査の実効性の向上に努めるものとする。